

建築物エネルギー消費性能基準等における一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 29 年 4 月

第一章「概要と用語の定義」の一部を下記のように変更します。

変更前 Ver.3	変更後 Ver.4
<p>第一章 概要と用語の定義 (略)</p> <p>2. 用語の定義 (略)</p> <p>2.3 板ガラス (3章 2節、3節) (以下、該当する章・節の変更に関する記載は省略する。) (略)</p> <p>2.6 内断熱工法 (3章 2節) <u>鉄筋コンクリート造等の外壁、屋根等の外周部位の主要構造体の室内側に断熱材を施工する工法のことをいう。</u> (略)</p> <p>2.9 エネルギー利用効率化設備 (2章) <u>発電により住戸の消費電力量を削減できる設備のことであり、本計算方法では、太陽光発電設備及びコージェネレーション設備が該当する。</u> (略)</p> <p>2.25 温度差係数 (3章 2節、4章 5節、7節)</p>	<p>第一章 概要と用語の定義 (略)</p> <p>2. 用語の定義 (略)</p> <p>2.3 板ガラス (3章 3節、4節) (以下、該当する章・節の変更に関する記載は省略する。) (略)</p> <p>2.6 内断熱工法 (3章 3節) <u>鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法をいう。</u> (略)</p> <p>2.9 エネルギー利用効率化設備 (2章) <u>エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備をいう。本計算方法では、発電により住戸の消費電力量を削減できる設備(太陽光発電設備及びコージェネレーション設備)が該当する。</u> (略)</p> <p>2.25 温度差係数 (3章 2節、4章 5節、7節)</p>

部位の接する隣接空間等との想定される温度差を勘案し、当該部位の熱損失量を補正する係数をいう。

(略)

(追加)

(略)

2.30 外皮 (3章2節、3節)

熱的境界を構成する部位であり、一般部位、開口部、基礎等及び土間床の総称である。

(略)

2.32 外皮平均熱貫流率 (3章2節)

内外の温度差が1度の場合における部位の熱損失量の合計を部位の面積の合計で除した値をいう。界壁及び界床における熱損失量を含む。

(略)

(追加)

(追加)

隣接空間との温度差による貫流熱量の低減等を勘案した係数をいう。

(略)

2.28 外気等 (3章2節)

外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分をいう。

(略)

2.31 外皮 (3章2節、3節、4節)

外気等に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。

(略)

2.33 外皮平均熱貫流率 (3章2節)

単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。)を外皮の面積で除した数値をいう。

(略)

2.83 金属製高断熱フラッシュ構造の戸 (3章3節)

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さ60ミリメートル以上のものをいう。

2.84 金属製断熱フラッシュ構造の戸 (3章3節)

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいう。

(略)

2.86 金属製ハニカムフラッシュ構造の戸 (3章3節)

金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいう。

2.87 金属製フラッシュ構造の戸 (3章3節)

(追加)

2.189 高断熱フラッシュ構造の戸 (3章2節)

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さ60ミリメートル以上のものをいう。

(略)

2.107 三層ガラス (3章2節、3節)

3枚の板ガラス(仕切り部材を含む。)により構成されるガラスであって、当該ガラスの間に2つの中空層を有するものである。トリプルガラスともいう。

(略)

2.134 照明区画 (6章)

照明設備を設置する室の用途等に応じて定まる最小単位空間をいう。

(略)

2.182 外断熱工法 (3章2節)

鉄筋コンクリート造等の外壁、屋根等の外周部位の主要構造体の屋外側に断熱材を施工する工法のことをいう。

(追加)

(略)

金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいう。

(略)

2.94 構造熱橋部 (3章3節)

鉄筋コンクリート造等の単位住戸の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分をいう。

(略)

(削除)

2.112 三層複層ガラス (3章3節、4節)

3枚の板ガラス(仕切り部材を含む。)により構成されるガラスであって、当該ガラスの間に2つの中空層を有するものである。トリプルガラスともいう。

(略)

2.139 照明区画 (6章)

照明器具の種類、照明設備の制御方法及び配置、照度の設定、室等の形状並びに内装仕上げが同一の部分をいう。

(略)

2.187 外断熱工法 (3章3節)

鉄筋コンクリート造等の構造体の外側に断熱施工する方法をいう。

2.188 外付けブラインド (3章4節)

窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。

(略)

(追加)

(追加)

(追加)

2.242 断熱積層構造の戸 (3章2節)

木製表裏面材の間に断熱材を密実に充填した構造の戸をいう。

(略)

2.245 断熱フラッシュ構造の戸 (3章2節)

金属製表裏面材の間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいう。

2.246 断熱補強 (3章2節)

熱橋に断熱材を補うことにより断熱性能を強化することをいう。

(略)

2.259 地域の区分 (2章、3章1節、3節、4章1節、8節、7章1節、9章、11章1節)

全国を主に暖房デグリーデーを指標として寒い地域から暑い地域まで 8 地域に分類した区分のことである。

(略)

2.287 鉄筋コンクリート造等 (3章2節)

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び積石造をいう。

(略)

2.238 単位温度差当たりの外皮熱損失量 (3章2節)

内外の温度差1度の場合における外皮の部位の熱損失量を合計したものである。

2.239 単位住戸 (3章2節)

住宅部分の一の住戸をいう。

(略)

2.250 断熱構造 (3章2節)

断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造をいう。

(削除)

(略)

(削除)

2.253 断熱補強 (3章3節)

構造熱橋部に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。

(略)

2.266 地域の区分 (2章、3章1節、2節、4節、4章1節、8節、7章1節、9章、11章1節)

全国を主に暖房デグリーデーを指標として寒い地域から暑い地域まで 8 地域に分類した区分のことであり、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいう。

(略)

2.294 鉄筋コンクリート造等 (3章3節)

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び積石造をいう。

(略)

2.300 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (7章1節)

電気ヒートポンプと潜熱回収型ガス給湯器により構成された給湯機。電気ヒートポンプの熱を給湯のみ、または、給湯及び暖房に利用する機種をさし、タンクユニットの型番によって、ハイブリッド1、ハイブリッド2、ダブルハイブリッドに分類される。

(略)

2.311 土間床外周部 (3章2節)

土間床の外周部をいう。

(略)

2.314 日射遮蔽型 (3章3節)

JIS R3106に定めるガラス中央部の日射熱取得率が0.49以下のものをいう。

2.315 日射取得型 (3章3節)

JIS R3106に定める夏期のガラス中央部の日射熱取得率が0.50以上のものをいう。

(略)

2.318 熱貫流率 (3章2節、3節)

内外の温度差1度の場合の1平方メートル当たり貫流する単位時間当たりの熱量であり、当該部位又は部分を熱の貫流する方向に構成している材料の種類、厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出するものとする。

(追加)

2.319 熱橋部分 (3章2節)

熱的境界を構成する部位において、構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が他の部分より著しく劣る部分をいう。

(略)

2.307 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (7章1節)

電気ヒートポンプと潜熱回収型ガス給湯器により構成された給湯機。

(略)

2.318 土間床等の外周部 (3章2節、3節)

土間床の外周部をいう。

(略)

2.321 日射遮蔽型 (3章4節)

JIS R3106に定める夏期のガラス中央部の日射熱取得率が0.5未満のものをいう。

2.322 日射取得型 (3章4節)

JIS R3106に定める夏期のガラス中央部の日射熱取得率が0.50以上のものをいう。

(略)

2.325 熱貫流率 (3章2節、3節、4節)

内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する単位時間当たりの熱量であって、当該部位又は部分を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。

2.326 熱橋 (3章2節、3節)

構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。

2.327 熱橋部分 (3章3節)

熱橋となる部分のことである。

(略)

2.345 ハニカムフラッシュ構造の戸 (3章2節)金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいう。

(略)

2.352 標準住戸 (2章、3章1節、4章8節、6章)基準一次エネルギー消費量を計算するために用いられた住宅のことである。

(略)

2.364 付属部材 (3章2節、3節)窓の屋外又は屋内に取りつく部材であり、外付けブラインドや紙障子等がある。

(略)

2.366 フラッシュ構造の戸 (3章2節)金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいう。

(略)

2.371 平均日射熱取得率 (3章3節)単位日射強度当たりの冷房期の日射熱取得量を外皮の面積の合計で除した値を言う。

(略)

(追加)

(略)

2.412 浴室等 (7章1節)浴室その他浴槽又は身体の清浄を目的とした設備を有する室。

(削除)

2.359 標準住戸 (2章、3章1節、2節、4章8節、6章)当該住戸の外皮の部位の面積を用いずに外皮性能を評価する際の、部位の面積や長さ等を定めている住戸のことをいう。

(略)

2.371 付属部材 (3章3節、4節)紙障子、外付けブラインド及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。

(略)

(削除)

2.377 平均日射熱取得率 (3章2節、4節)日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。

(略)

2.395 木製断熱積層構造の戸 (3章3節)木製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填した構造の戸をいう。

(略)

2.419 浴室等 (7章1節)浴室その他浴槽又は身体の清浄を目的とした設備を有する室をいう。

(略)

2.425 冷房期日射取得係数 (3章1節)

「建物による遮蔽がないと仮定した場合に取得できる日射量」に対する「実際に建物内部で取得される日射量」の割合の冷房期の期間平均値である。

(略)

(以下、略)

(略)

2.432 冷房期の日射取得係数 (3章1節、2節)

「建物による遮蔽がないと仮定した場合に取得できる日射量」に対する「実際に建物内部で取得される日射量」の割合の冷房期の期間平均値である。

(略)

(以下、略)